

# 令和3年度埼玉県障害者優先調達推進方針

令和3年3月30日策定

## 1 策定趣旨

平成25年4月1日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行された。県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者優先調達推進法第9条に基づき令和3年度埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、本県における障害者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする。

## 3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ①障害者の雇用者数が5人以上
    - ②障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

## 5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

## 6 推進の方法

- (1) 推進の体制
  - ア 障害者優先調達推進庁内連絡会議（「以下「連絡会議」という。）を設置する。
  - イ 連絡会議を構成する課（ただし、入札課及び障害者支援課を除く。）は、その属する部局内の連絡調整等を行う。
- (2) 調達の方法  
各部局が調達を円滑に進めることができるよう、障害者支援課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部局に提供する。  
各課所はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。
- (3) 調達実績の取りまとめ及び公表  
本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

## 7 調達の目標

令和3年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 103,000 千円

## 8 その他

- (1) 販売機会の確保  
物品等の調達のほか、障害者就労施設等の県庁舎内での物品の販売や県及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び県民等へのPRの推進にも努めることとする。
- (2) 市町村との連携  
市町村に対し、障害者優先調達推進に関する情報提供、助言を行う等連携を図ることで、障害者就労施設等からの調達への全庁的な取り組みを促進する。